

要項第11号

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会  
美野里ともいきプラザ運営委員会設置要項

（設置）

第1条 社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、住民の地域福祉への理解と参加を促し、併せてボランティア等福祉関係者等と地域住民の交流に寄与することを目的として設置する美野里ともいきプラザ（以下「施設」という。）の円滑な運営を図るため、本会美野里ともいきプラザ設置規程第3条第2項の規定に基づき、美野里ともいきプラザ運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

（任務）

第2条 運営委員会は、施設の運営に関し、本会会長（以下「会長」という。）の諮問に応じるとともに、会長に対し意見を述べることができる。

（組織）

第3条 運営委員会は、各種団体及び関係機関の代表者並びに会長が必要と認める者を運営委員として組織する。

- 2 運営委員会に運営委員長1名、副運営委員長1名、その他必要な役員を置き、運営委員の互選とする。
- 3 運営委員は、会長が委嘱する。

（任期）

第4条 運営委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条に規定する委員のうち、委嘱当時の職を退いたこと等により委員としての適格性を欠くことになったときは、その資格を失うものとする。

（会議）

第5条 運営委員会の会議は、運営委員長が招集し、運営委員長がその議長となる。

- 2 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 運営委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

（庶務）

第6条 運営委員会の庶務は、本会担当係が処理する。

（委任）

第7条 この要項の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要項は、平成21年7月6日から施行し、平成21年1月29日から適用する。